



山梨労働局発表
平成30年11月15日

山梨県特定最低賃金が変わります！

(山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は21円引上げて890円に)

- 1 山梨労働局(局長 木幡 繁嗣)は、平成30年11月15日、下記のとおり、山梨県特定最低賃金(「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」)の改正決定を行い、本日付け官報に公示した。

山梨県特定 最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業	時間額 890円	効力発生日 平成30年12月15日
---------------	---	-------------	----------------------

- 2 山梨労働局では、山梨地方最低賃金審議会より、特定の業種である「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に適用される最低賃金額に係る答申を受け、10月17日、最低賃金法第11条(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)により答申内容の要旨を公示した。

今回、締め切り日である11月1日までに異議の申出がなかったため、山梨地方最低賃金審議会答申どおり1時間当たり21円引上げて890円に改正決定し、本日付けの官報に公示した。これにより、上記の最低賃金額が、平成30年12月15日から発効することとなった。()

- 3 「自動車・同附属品製造業最低賃金」については、11月19日までに異議の申出がなかった場合、山梨地方最低賃金審議会答申どおり、1時間当たり21円引上げて896円に改正するよう公示手続を行うこととしており、12月4日付けの官報に公示し、平成31年1月3日から発効される予定である。

また、特定最低賃金適用者を除く、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、平成30年10月3日から「810円」が適用されている。

- () 山梨県内の事業場においては、各最低賃金の発効日以降、適用除外の者を除き、同金額以上の賃金を支払わなければ、最低賃金法違反になります。